



# 佐賀県公報

平成16年  
7月21日  
(水曜日)  
第12483号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

告示

○特定計量器の定期検査

(四九二・くらしの安全安心課)

一

公告

○黒髪山特別保護地区の指定に関する特別保護地区の保護に関する

指針の案等の縦覧

(生産者支援課)

二

○多良岳特別保護地区の指定に関する特別保護地区の保護に関する

指針の案等の縦覧

(農地整備課)

三

○土地改良区役員の就退任届

(農地整備課)

四

○土地改良区役員の就任届

(農地整備課)

四

○県営芦刈地区土地改良事業計画決定

(農地整備課)

五

○県営佐賀北部地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課)

五

○県営烏川内地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課)

五

○県営鹿ノ口地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課)

五

○唐津港港湾計画の変更の概要

(港湾課)

六

### 教育委員会事項

◎佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一五)

六

◎佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一六)

六

○平成十七年度佐賀県立高等学校生徒募集定員

(公告)

七

## ○ 告 示

●佐賀県告示第四百九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、唐津市における特定計量器定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が次のとおり行う。  
平成十六年七月二十一日  
佐賀県知事 古川 康

区域	対象となる 特定計量器	期 日	時 間	検 査 場 所
唐津市	非自動ばかり、 分銅及びおもり	平成一六年 八月二四日(火)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市農業協同組合 屋形石支店
		平成一六年 八月二五日(水)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市漁業協同組合 高島支所
		平成一六年 八月二六日(木)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	唐津市漁業協同組合 満島連絡所
		平成一六年 八月二七日(金)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	成和公民館
		平成一六年 八月三〇日(月)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	鏡公民館
		平成一六年 八月三一日(火)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	鬼塚公民館
		平成一六年 九月一日(水)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	満島連絡所

## ○ 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により黒髪山鳥獣保護区内に特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、佐賀県知事に指針案についての意見書を提出することができます。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 名 称  
黒髪山特別保護地区

2 区 域

杵島郡山内町の町道宮野線と町道乳待坊線との交点から檜平谷に沿って40メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から町道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場1883番2地先に至り、同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、同所から有田町と山内町との境界線を北西へ進み西有田町と山内町との境界線に至り、同境界線を北へ進み伊万里市と山内町との境界線との交点に至り、同境界線を北東へ進み立古場山山頂に至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、黒髪山鳥獣保護区の中西部にあって、黒髪山や青螺山の岩場に囲まれ、シイやカシ、アカマツなどの天然林が多く、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているハヤブサの生息が確認されるなど野生鳥獣の生息区域として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

(3) 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

5 縦覧期間

平成16年7月21日から平成16年8月3日まで

6 縦覧場所

佐賀県生産振興部生産者支援課、武雄農林事務所及び山内町役場

7 意見書の提出先及び問い合わせ先

佐賀県生産振興部生産者支援課

郵便番号 840—8570 佐賀市内一丁目1番59号（電話0952—25—7113）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により多良岳鳥獣保護区内に特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、佐賀県知事に指針案についての意見書を提出することができます。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古川 康

1 名称 多良岳特別保護地区

2 区域

多良岳県自然環境保全地域の区域（藤津郡太良町大字多良字多良嶽8377番1及び8378番並びに大字多良字経ヶ嶽8379番1の一部、8379番18の一部及び8379番36）

3 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、多良岳鳥獣保護区の南西にあって、自然性、希少性の高い天然林が存在し、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているオオアカゲラやヤマメのほか複数の県内希少鳥獣の生息が確認されるなど、野生鳥獣の生息地として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

(3) 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

5 縦覧期間

平成16年7月21日から平成16年8月3日まで

6 縦覧場所

佐賀県生産振興部生産者支援課、鹿島農林事務所及び太良町役場

7 意見書の提出先及び問い合わせ先

佐賀県生産振興部生産者支援課

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7113）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天ヶ瀬土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就 退 任 年 月 日
理事	江頭 昇	多久市多久町2739番地14	平成16年5月31日退任
"	永瀨 晴彦	" 南多久町大字長尾1665番地	"
"	中山 征人	" " 289番地	"
"	中島 俊三	" " 2680番地	"
"	山田 忠	" " 3304番地	"
"	川島 正芳	" 南多久町大字下多久5446番地	"
"	塚原 文夫	" " 3893番地	"
"	梶原 守	" 多久町1599番地2	"
"	田代 純一	" 427番地	"
"	岡村 祐児	" " 4173番地1	"
"	岡島 忠彦	" " 4581番地1	"
"	塚原 一郎	" 西多久町大字板屋6503番地	"
"	山下 正人	" 南多久町大字長尾786番地	"
監事	鷲崎 春次	" 大字下多久4416番地2	"
"	"	" 多久町7589番地	"

理事	江頭昇	2739番地14	平成16年6月1日就任	野崎忠満	838番地	〃
〃	永瀧晴彦	南多久町大字長尾1665番地	〃	川浪重徳	大字堀江1043番地	〃
〃	土橋哲也	〃 707番地	〃	南里龍司	〃 1635番地	〃
〃	中山一明	〃 313番地	〃	秋丸喜代晴	〃 128番地	〃
〃	山本初男	南多久町大字下多久4708番地	〃	高野政義	大字道辺1912番地1	〃
〃	執行又二	〃 6057番地6	〃	高塚光廣	〃 2171番地1	〃
〃	岡島勝代	南多久町大字長尾3536番地	〃	岸川孝	〃 1271番地	〃
〃	田代純一	多久町427番地	〃	堤義信	大字織島3429番地	〃
〃	吉岡久孝	〃 2654番地	〃	犬山豊	〃 4287番地の1	〃
〃	岡村祐児	〃 4173番地1	〃	林富佳	〃 1675番地	平成16年3月2日就任
〃	塚原一郎	西多久町大字板屋6503番地	〃	池田喜慶	〃 1925番地	〃
〃	岡島忠彦	多久町4851番地1	〃	八田正義	〃 3387番地	〃
〃	坂口博宣	〃 7589番地	〃	犬山豊	〃 4287番地の1	〃
〃	中島義輝	南多久町大字長尾2658番地1	〃	合瀬健一	〃 2602番地の1	〃
〃	北島繁安	〃 大字下多久5597番地	〃	納富秀徳	〃 4813番地	〃
理事	林富佳	小城郡三日月町大字織島1675番地	平成16年3月1日就任	岸川孝	大字道辺1271番地	〃
〃	伊東泰造	〃 3026番地	〃	榎政秀	〃 1896番地	〃
〃	中原照雄	〃 1320番地	〃	瀧身尚武	大字堀江830番地	〃
〃	江原虎雄	〃 1754番地	〃	南里龍司	〃 1635番地	〃
〃	今村昭彦	〃 2203番地	〃	堤豊和	〃 1634番地	〃
〃	石井進	〃 2645番地	〃	宮島順一	大字織島2127番地	〃
〃	松尾富康	〃 3169番地	〃	高木富康	〃 3169番地	〃
〃	溝口利明	〃 4806番地	〃	田中秀則	大字道辺562番地	〃
〃	高木健登	〃 大字道辺562番地	〃	大久保正夫	〃 819番地	〃
<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三日月東部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があつた。</p> <p>平成16年7月21日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>				<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川副町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があつた。</p> <p>平成16年7月21日</p>		

佐賀県知事 古 川 康			
役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理事	江頭 幸夫	佐賀郡川副町大字犬井道1776番地	平成16年4月1日
"	八谷 恒敏	" 大字早津江1572番地の5	"
"	深川 一廣	" 大字西古賀253番地の2	"
"	園田 新一	" 大字犬井道1155番地の2	"
"	江島 翼	" " 1119番地口	"
"	高祖 平男	" 大字鹿江1790番地	"
"	糸山 忠昭	" 大字早津江959番地の5	"
"	式町 功	" 大字福富261番地	"
"	池田 一隆	" 大字早津江932番地第1	"
"	坂田 清美	" 大字犬井道917番地の1	"
"	内田 善孝	" " 1570番地30	"
"	大坪 和彦	" 大字鹿江459第2、460第2番地合併	"
"	坂井 光行	" 大字犬井道2337番地	"
"	野中 俊彦	" " 617番地2	"
"	矢ヶ部則章	" " 118番地	"
"	富崎 忠喜	" 大字福富791番地	"
"	田中 信	" 大字西古賀1213番地	"
"	高祖 政廣	" 大字鹿江1783番地	"
"	牟田 守	" 大字小々森758番地の4	"
"	石田 政敏	" " 2534番地	"
監事	副島 一之	" 大字南里2051番地2	"
"	田中清四朗	" 大字犬井道1627番地	"
"	中島 義信	" 大字小々森2605番地	"
"	坂田 明	" 大字犬井道658番地の3	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（治水防除 クリーク防災機能保全対策）芦刈地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月21日  
佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（治水防除 クリーク防災機能保全対策）芦刈地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間  
平成16年7月22日から平成16年8月18日まで

3 縦覧の場所  
芦刈町役場

---

平成16年3月31日県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）佐賀北部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月21日  
佐賀県知事 古 川 康

---

平成16年1月30日県営土地改良事業（ため池等整備）鳥川内地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月21日  
佐賀県知事 古 川 康

---

平成16年3月19日県営土地改良事業（ため池等整備）鹿ノ口地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月21日  
佐賀県知事 古 川 康

港湾法（昭和25年法律218号）第3条の3第9項の規定により、唐津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成16年7月21日

唐津港港湾管理者 佐賀県

代表者 佐賀県知事 古川 康

1 港湾計画の変更の概要

唐津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画（追加）

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
佐志地区	8

(2) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
佐志地区	1	交通機能用地
	8	緑地
	10	都市機能用地

2 港湾計画縦覧の場所

佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県交通政策部港湾課

○ 教育委員会事項

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十五号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

佐賀県立東松浦高等学校	全日制課程	普通科	昼間
佐賀県立唐津北高等学校	全日制課程	普通科	昼間

を

佐賀県立唐津青翔高等学校	全日制課程	普通科	昼間
--------------	-------	-----	----

に改める。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程及び学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第一に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、存続するものとする。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十六号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中  
「佐賀県立東松浦高等学校  
佐賀県立唐津北高等学校」を「佐賀県立唐津青翔高等学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十七年四月一日以後に高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成17年度佐賀県立高等学校生徒募集定員は、次のとおりです。

平成16年7月21日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

〔全日制課程〕

学校名	学 科 ・ コ ー ス 名	学級数	定 員	計
1 鳥 栖	普通科	7	280	280
2 三養基	普通科	5	200	240
	普通科国際文化コース	1	40	
3 神 埼	普通科	5	200	200
4 佐賀東	普通科	7	280	320

			普通科体育コース	1	40	
5	佐賀西	普通科		8	320	320
6	佐賀北	普通科	普通科芸術コース	7	280	320
		普通科	普通科英語コース	1	40	
7	致遠館	普通科	普通科英語コース	4	160	240
		理数科		2	80	
8	小 城	普通科		7	280	280
9	唐津東	普通科		6	240	240
10	唐津西	普通科	普通科	5	200	240
		普通科	普通科英語コース	1	40	
11	蔵 木	普通科		4	160	160
12	唐津青翔	普通科		4	160	160
13	伊万里	普通科		6	240	240
14	武 雄	普通科		5	200	200
15	武雄青陵	普通科		3	120	120
16	白 石	普通科		5	200	200
17	鹿 島	普通科	普通科	4	160	200
		普通科	普通科理数コース	1	40	
18	太 良	普通科		2	80	80
19	牛 津	生活経営科		1	40	160
		服飾デザイン科		1	40	
		食品調理科	食品栄養コース	1	40	

		食品調理科調理師コース	1	40	120			
20	高志館	食品流通科 園芸工学科 緑地土木科	1 1 1	40 40 40	120			
21	唐津南	生産技術科 食品流通科 生活教養科	1 1 1	40 40 40	120			
22	伊万里農林	生物生産科 食品化学科 森林工学科	1 1 1	40 40 40	120			
23	佐賀農業	生産科学科 食品産業科 生活文化科 農業土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160			
24	鳥栖工業	機械科 電子機械科 電気科 建築科 土木科	2 1 1 1 1	80 40 40 40 40	240			
25	佐賀工業	機械科 電気科 電子情報科	2 2 2	80 80 80	280			
		建築科	1	40				
26	唐津工業	機械科 電気科 建築科 土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160			
27	有田工業	機械科 電気科 セラミックス科 デザイン科	2 1 1 1	80 40 40 40	200			
28	塩田工業	機械科 情報技術科 電気科 建築科	1 1 1 1	40 40 40 40	160			
29	鳥栖商業	商業科 流通経済科 情報管理科	3 1 1	120 40 40	200			
30	佐賀商業	商業科 国際経済科 情報処理科	4 1 2	160 40 80	280			
31	唐津商業	商業科 会計科	4 1	160 40	200			
32	伊万里商業	商業科	4	160	200			



		情報処理科	1	40	
33	杵島商業	商業科	2	80	120
		情報処理科	1	40	
34	鹿島実業	商業科	1	40	160
		情報処理科	1	40	
		生活経営科	1	40	
		食品調理科	1	40	
35	神埼清明	総合学科	4	160	160
36	多久	総合学科	4	160	160
37	嬉野	総合学科	4	160	160
	県	合計	185	7,400	7,400

## 〔定時制課程〕

	学校名	学科・コース名	学級数	定員	計
1	鳥栖	普通科	1	40	40
2	鳥栖工業	機械・電気科	1	40	40
3	佐賀工業	機械・電気科	1	40	40
4	有田工業	セラミックス・デザイン科	1	40	40
5	佐賀商業	総合文化科	1	40	40
6	唐津商業	商業科	1	40	40
7	伊万里商業	商業科	1	40	40
	県	合計	7	280	280

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)